

第4回 情報法制シンポジウム 開催報告

テーマ2「新型コロナ対策 官民のデータ連携・公益活用の実践と課題」

一般財団法人情報法制研究所 事務局

開催報告

情報法制研究所(JILIS)は、2020年6月16日(火)から24日(水)にかけて、第4回情報法制シンポジウムを開催した。本シンポジウムは、新型コロナウイルス対策の必要性を考慮し、計5日間に渡るオンラインでの開催となった。

ここでは、本シンポジウムにおける2つめのテーマ「新型コロナ対策 官民のデータ連携・公益活用の実践と課題」(6月17日(水)開催)の様子を振り返ることとしたい。なお、文中意見にかかる部分は、筆者の意見であることをあらかじめ申し添える。

はじめに、福島直央氏(JILIS 研究員・LINE 株式会社公共政策室 室長)より「LINEの新型コロナウィルス対応」と題して報告が行われた。

まず、流行の初期段階における取り組みを以下のとおり紹介した。1つめは、厚生労働省と連携してLINEチャットボットを構築し、新型コロナウィルスの概要や予防法などのFAQを提供するとともに、医師へ問い合わせ・相談ができる機能を実装したものである。電話による問い合わせの負担軽減を目的とし、友だち登録数は170万人以上に上っている。

2つめは、ダイヤモンドプリセンス号対応として、船内の乗客に配布されるiPhoneにLINEをインストールし、LINEを通じて薬の手配依頼やメンタルヘルスの相談を行えるようにしたものである。そのほか、LINEみらい財団が一斉休校中の生徒向けに主要教科の動画コンテンツを配信し、学習サポートを行うなどした。

続いて、流行の拡大段階における取り組みとして、自治体と連携したパーソナルサポートアカウンタの開設を挙げた。都道府県が、運用するチャットボットを通じて住民の発熱状況や症状、住所地

などの情報を入力し、感染者の多い流行地域を把握しようとするものであり、26自治体で提供されている(6月17日時点)と説明した。

パーソナルサポートの全国展開にあたっては、各自治体の個人情報の定義が異なる、(適切に対応するために必要な)既往症のような要配慮個人情報の取扱いについて条例で定められていない自治体があるなど、個人情報保護条例が自治体ごとにバラバラであることに起因する様々な課題に直面したと述べた。

また、厚生労働省からの依頼に基づくクラスター対策に資する情報の提供について、既存データを提供する場合には利用者同意や匿名化の問題などが浮上することから、新規にデータを取得することを選択したと説明した。8,300万人のLINEユーザーを対象に4回全国調査を実施し、平均して2,000万人程度から回答を得て、特に対処が必要な地域、三密回避・テレワークの状況などを政府が把握するのに当該データが活用されたと述べた。

最後に、保有するデータの提供は企業にとって社会的意義があるものの、同時にレピュテーションリスク等も考慮する必要があるとし、本日の議論においてスムーズな全国展開や情報提供の在り方について知見を得られたらと期待を込め、講演を結んだ。

続いて、小柳輝氏(ヤフー株式会社データ・プロテクション・オフィサー)より報告が行われた。

まず、今般の新型コロナウィルスの流行下での、ヤフーによる情報提供の取り組みを以下のとおり紹介した。一般ユーザーに向けては、都道府県等の発表する情報や各種ニュースがまとめられたページを設置するとともに、電車の混雑予測情報やエリアの混雑情報を提供した。また、都道府県および政令指定都市に対しては、DS.INSIGHTというサービスを通じ、特定ワードの検索状況や市区

町村の流出人口などヤフーが分析した統計情報を無償で提供した。このほか、厚生労働省に対しては、クラスター対策に資する情報として、同意を得たユーザーの位置情報や検索履歴などを分析して得られた“集団感染が疑われるエリア”の情報を提供した。

LINEとは異なり、ヤフーは既存データを提供するという判断を行ったが、ユーザーの想定を超える利用である点、検索履歴を利用することでユーザーが検索を躊躇するようになりかねない点、政府に提供するデータがエリア属性に関する情報であるがゆえに、個人に対する影響にとどまらずエリア全体に影響が及ぶ点などを十分に踏まえる必要があったと述べた。

以上の観点に鑑み、ヤフーがいつでも任意にデータ提供を停止できるようにし、適切なタイミングでデータ活用の成果を公表するよう政府に依頼することで、安全性の確保を図ったと説明した。このほか、提供したデータの保存期間を定めること、協定の内容そのものを公表することなどを協定の取り決め事項として盛り込んだと説明した。

まとめとして、今後も政府の政策決定においてデータの利用が求められるだろうとし、民間のデータをいかに使うかを検討しなければならないと主張した。また、今回の新型コロナウイルス対応を通じ、眼前の国難に際して、データ提供が社会に及ぼす影響を冷静かつ客観的に判断するのは想像以上に難しいこと、一事業者では抱えきれないリスクを負うことなどが課題として認識されたと述べ、緊急時を見越して、どういう場合／要件／手続きで、政府によるデータ利活用についてガバナンスを効かせて実施するのか、平時から国民的に議論していくことが重要であると締めくくった。

最後に、齊藤 源一郎氏（神奈川県総務局 ICT 推進部 ICT・データ戦略課 副課長）より、神奈川県新型コロナウイルス対策の取り組みについて報告がなされた。

神奈川県は2018年9月にLINE株式会社と包括協定を締結し、すでに多岐にわたる分野で連携を行っている背景を説明したうえで、神奈川県パーソナルサポートアカウントについて説明した。主な機能としては、LINEを通じて体調や発熱状況について県民が入力し、その本人の状況（年齢、基礎疾患や妊娠の有無など）に合わせた適切なフィードバックを行うとともに、新型コロナウイルスに関連する質問に自動で回答するものである。3月5日に導入され、現在73万人以上の方に利用されている。

こうした個人の状態に合わせた情報提供やチャットロボットによる問い合わせ対応のほか、蓄積したデータを分析することで実態の把握につながったと述べた。たとえば、LINEで発熱状況等の情報を収集することで、感染疑いのある方が実際に相談所へ相談しPCR検査で陽性と判明するより前に、陽性患者や市中感染の状況を把握することが可能であり、県の施策に活かすことができたこと説明した。また、時差通勤やテレワークなどの組織的な対策が3月時点ではあまり普及していないこともデータから判明し、データに基づいて知事が予防行動の呼びかけを行うことができたとした。

このほか、自宅や宿泊施設で療養する軽症患者に対する毎日の健康状態の把握をLINEを使って行っており、職員の負担の軽減を図っていると述べた。

経済活動の再開を見据えた対策である「LINE コロナお知らせシステム」についても説明した。これは、感染症対策を行う事業所等が県に登録し、県から払い出されるQRコードを店頭に掲示し、店舗や施設等を訪れたユーザーにパーソナルサポートを使ってQRコードを読み込んでもらうものである。仮に当該店舗等で感染者が発生した場合に、濃厚接触の疑いのある者を速やかに把握することにつながることを説明した。

終わりに、民間やアカデミアと連携しながらICTを活用して個人に寄り添ったサポートを行うことが重要であると述べ、ユーザーの同意を丁寧に取りながら、スピード感をもってデータを分析・活用し、適切な対策を検討・実行していくプロセスが重要であるとまとめた。

三氏による報告を踏まえ、庄司 昌彦（JILIS 上席研究員・武蔵大学教授）の司会のもと、パネルディスカッションが行われた。本パネルからは、足立 昌聡氏（JILIS 上席研究員・インハウスハブ東京法律事務所 弁護士・弁理士・情報処理安全確保支援士）、江口 清貴氏（JILIS 専務理事）が参加した。

まず、プライバシーと公衆衛生の比較衡量の観点で、クラスター発生が疑われるエリアについてヤフーは公表すべきだったのではないかとという参加者からの質問に対し、小柳氏は、企業は感染症対策の専門家ではないため保有するデータを正しく評価できるわけではなく、厚生労働省の判断に任せるべきと判断してデータを提供するにとどまったという経緯を説明した。

政府からのデータ提供要請について、福島氏は、要請の内容が「保有データを権利処理を行ったう

えで提供してほしい」であったことに触れ、感染症対策の専門家でない事業者にとってはどんなデータが役に立つかが不明であること、どの程度権利処理を行えばよいのかについて基準が示されていないなど、企業側が感じた困難を挙げた。

江口氏は、データを何に使うのが政府において明確に議論されておらず、「データを見てから考えよう」という姿勢が感じられるとし、リスクが民間に押し付けられているのではないかと述べた。

法律アドバイザーの立場から厚生労働省とLINEの取り組みに参画した足立氏は、上記データの収集主体はあくまで民間事業者であった点を指摘した。個人情報保護法上、すでに取得した情報の利用目的を変更するためにはユーザーの同意が必要となることから、実務的な選択肢として民間事業者は同意を得て収集するしか方法がない状況だったと説明した。公衆衛生の観点からは、十分な数を確保するためにも、政府主導のやり方を検討すべきだったのではないかと指摘した。

また、EUでは“モバイルアプリ等から新型コロナウイルス対策として情報を収集する際は、感染症予防の疫学的見地から有用なデータだけを収集せよ”とするガイドラインが示されていると紹介し、本来的には、どのような情報が公衆衛生役に立つのかを、国が示す必要があったと指摘した。

このほか、足立氏は、パーソナルサポートの全国展開時の実際の課題として、行政上必要な情報しか収集できない行政が、要配慮個人情報を収集する場合に何を根拠に収集するかという整理が自治体ごとに異なっていたという点、個人情報保護法の匿名加工情報・行政機関個人情報保護法の非識別加工情報に該当するものが自治体の条例になかった点などを挙げ、条例ごとの差異、国の法律と条例との差異を埋めることに苦労したと述べた。

齊藤氏は、神奈川県パーソナルサポートアカウントの開設準備においても、上記のような種々の整理が決着するまでのやりとりに要した時間が大きな割合を占めていたと補足した。

また、ユーザーである県民とのコミュニケーションについて問われると、齊藤氏は、電話番号等の情報を県は一切入手しないなどの内容を繰り返し丁寧に説明することで、県民のあいだに理解が広まっていったと考えられると述べた。

挙げられた課題を踏まえて今後の方向性について話が及ぶと、足立氏は、国・自治体・民間・国際レベルでハーモナイゼーションを進めていくこ



とが重要だと指摘した。

小柳氏は、今回のような政府へのデータ提供に関して、どういった要件で発動してどう使うか、どこまでが許されるのか等、国民的に議論をしていく必要があると述べ、主体的に関わっていただければと語った。

齊藤氏は、同意を取ったうえで必要な情報だけを収集し、しっかりフィードバックを行い、透明性を確保しながら動いていく重要性を強調した。

江口氏と福島氏は2000個問題について言及し、個人情報に地域差があるのか／必要なのか、必要ないのであれば統一する方向で早々に問題を解消すべきではないかとまとめた。

庄司氏は、今後、民間／国／自治体の一本化に向けて議論が進むだろうと述べ、どのようにガバナンスを作っていくのが重要であると述べた。また、公衆衛生という目的にとって望ましいデータの利用のあり方について、突き詰めた議論をしていく必要があるとして、パネルディスカッションを締めくくった。

末尾となるが、開催に向けてご尽力いただいたすべての関係者に謝意を表し、本シンポジウムの開催レポートとしたい。

第4回情報法制シンポジウム テーマ2 「新型コロナ対策 官民のデータ連携・公益活用の実践と課題」

日時：2020年6月17日（水）13:00～15:00

会場：オンライン開催

共催：情報法制学会（ALIS）

プログラム

司会：庄司 昌彦（JILIS 上席研究員・武蔵大学教授）

13:00～13:05	開会挨拶 鈴木 正朝 JILIS 理事長・新潟大学教授・理化学研究所 AIP
13:05～13:25	報告1「LINEの新型コロナウイルス対応」 福島 直央 JILIS 研究員・LINE 株式会社公共政策室 室長
13:25～13:45	報告2「ヤフーの対応」 小柳 輝 ヤフー株式会社データ・プロテクション・オフィサー
13:45～14:05	報告3「神奈川県における取り組み」 齊藤 源一郎 神奈川県総務局 ICT 推進部 ICT・データ戦略課 副課長
14:05～14:40	パネルディスカッション 司会：庄司 昌彦 パネリスト：足立 昌聡 JILIS 上席研究員・インハウスハブ東京法律事務所 弁護士・弁理士・情報処理安全確保支援士 江口 清貴 JILIS 専務理事 小柳 輝 齊藤 源一郎
14:40～14:55	質疑応答
14:55～15:00	まとめ・閉会宣言 庄司 昌彦